

審査基準整理票

処 分 名	大津市老人福祉センター利用料金の減免		
根 拠 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和55年条例第20号)		(条項)第9条
基 準 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和55年条例第20号)		(条項)第9条
所 管 部 署	健康保険部 健康長寿課 長寿政策係		
標 準 処 理 期 間	10日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[デイサービス事業等の利用料金の減免基準]</p> <p>デイサービス事業等の利用料金の減免は、大津市老人福祉センター条例第9条の規定によるものとする。</p> <p>なお、同条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、デイサービス事業の利用者等が次の各号に該当するときとし、その場合には全額を免除するものとする。</p> <p>また、デイサービス事業以外の浴場の利用料金は減免の対象としないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者又は世帯の主たる生計維持者が、震災・風水害・火災等の災害により、住宅・家財やその他の財産について、著しい損害を受けた場合</li> <li>・ 利用者の世帯の主たる生計維持者が、死亡又は心身に重大な障害を受けたり長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合</li> <li>・ 利用者の世帯の主たる生計維持者の収入が、事業や業務の休廃止・事業での著しい損失・失業等又は干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作や不漁により著しく減少した場合</li> <li>・ 前各号に規定する場合と同様の事情があると認められる場合</li> </ul> <p><b>参 考</b></p> <p><b>【根拠法令・基準法令】</b></p> <p><b>大津市老人福祉センター条例</b></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。